

R05-226

原議保存期間	10年(令和15年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 交 企 発 第 6 9 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

有 効	令和15年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

遠隔操作型小型車の型式認定制度の概要及び運用上の留意事項について(通達)

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、遠隔操作型小型車に関する規定が整備されるとともに、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）により、遠隔操作型小型車の型式認定制度が新設され、令和5年4月1日から施行されることとなったところ、その概要及び運用上の留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

(別紙省略)